

## IV. プロジェクト進行記録

### 1. 研究会

(1) 平成 26 年 4 月 24 日 (木) 11:00～14:00

「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」

● 今年度研究計画について

● 貧困指標におけるデータの二次利用申請について

参加者名：モヴシュク・オレクサンダー（研究分担者），田宮遊子（研究分担者），  
浦川邦夫（九州大学大学院経済学研究院 准教授），藤原武男（（独）国立  
成育医療研究センター研究所 成育社会医学研究部長），卯月由佳（国立  
教育政策研究所 国際研究・協力部），丸山孝興（雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課），山本博之（雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課），川松氏（雇  
用均等・児童家庭局 総務課），金子能宏（国立社会保障・人口問題研究  
所 政策研究連携担当参与），渡辺久里子（研究分担者），竹沢純子（研究  
分担者），阿部 彩（研究代表者）

(2) 平成 26 年 7 月 15 日 (火) 13:00～16:00

報告：末富 芳（日本大学文理学部 准教授）

「就学前教育から大学までの「教育の支援」

—子どもの貧困の解消のための対策・指標・論点—」

参加者名：足立泰美（甲南大学 准教授），卯月由佳，金子能宏，勝又幸子（国立社会  
保障・人口問題研究所 情報調査分析部長），竹沢純子，阿部 彩

(3) 平成 26 年 8 月 7 日 (木) 10:00～12:00

「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」

● 二次利用（全国消費実態調査・国民生活基礎調査）からの貧困率推計、分析  
についての打合せ

● 今年度研究計画について

参加者名：モヴシュク・オレクサンダー，金子能宏，渡辺久里子，阿部 彩

(4)平成 26 年 9 月 1 日 (月) 11:00～14:00

「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」

●ドイツ、デンマークでの子どもの貧困指標のヒアリングについての打合せ

●今年度研究計画について

参加者名：浦川邦夫、渡辺久里子、阿部 彩

(5)平成 26 年 9 月 25 日 (木) 13:30～16:30

報告：1. 浦川邦夫（九州大学経済学研究院 准教授）

「生活時間を考慮した日本の貧困分析—JHPS を用いた検証」

2. 倉地真太郎（慶應義塾大学経済学部 奨励研究員）

「デンマークの社会保障制度に関する報告」

●海外調査及び今後のプロジェクトの方向性に関する議論、二次利用（国民生活基礎調査）について

参加者名：田宮遊子、末富 芳、足立泰美、金子能宏、渡辺久里子、竹沢純子、

阿部 彩

(6)平成 26 年 11 月 17 日 (月) 15:00～17:00

公開研究会（日英逐次通訳あり）

講演者：エスター・ダーモット（Esther Dermott）講師（英・ブリストル大学）

演題：‘Good parenting practices: how important are poverty, education and time pressure?’

「家庭におけるペアレンティングと貧困、教育、時間制約の関係  
～イギリスにおける最新の政策動向を交えて～」

コメンター：阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）

「若干のコメントと平成 25 年国民生活基礎調査を使った貧困率の動向の紹介」

参加者名：白瀬由美香（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第 3 室長）、山内昌和（同研究所 人口構造研究部第 1 室長）、岩澤美帆（同研究所 人口動向研究部第 1 室長）、余田祥平（同研究所 企画部研究員）、田宮遊子、金子能宏、渡辺久里子、阿部 彩、その他外部からの参加者 22 名

(7) 【第1日目】平成26年11月22日(土) 14:00~18:00

報告：①山下慎一(福岡大学法学部 講師)

「生活保護基準の設定に対する法的コントロール」

②嵩さやか(東北大学法学部 准教授)

「補足性原則の諸相」

③黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

「生活保護と就労能力の活用」

【第2日目】平成26年11月23日(日) 10:00~14:00

報告：④笠木映里(九州大学法学部 准教授)

「2013年改正の意義と評価」

⑤丸谷浩介(佐賀大学経済学部 教授)

「ケースワークをめぐる法的諸問題」

参加者名：笠木映里(九州大学法学部准教授), 山下慎一(福岡大学法学部講師),  
嵩さやか(東北大学法学部准教授), 丸谷浩介(佐賀大学経済学部教授),  
小野太一(国立社会保障・人口問題研究所 企画部長), 泉田信行(同研究  
所社会保険応用分析研究部第1室長), 黒田有志弥(同研究所 社会保険応  
用分析研究部研究員), 阿部 彩

(8) 平成27年1月27日(火) 14:00~17:00

報告1. : 「ドイツ・デンマークにおけるヒアリング調査の報告」

浦川邦夫(九州大学経済学研究院 准教授)

渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所 企画部)

報告2. : 「指標開発に関する報告書についての説明」

「「子どもの貧困大綱」で選ばれた25指標の説明」

阿部 彩(国立社会保障・人口問題研究所)

参加者名：田宮遊子, 末富 芳, 藤原武男, 越智真奈美(国立成育医療研究センター  
研究所研究員), 金子能宏, 竹沢純子

(9) 平成27年3月6日(金) 14:00~17:00

報告1. : 「教育関係指標の報告」

末富 芳(日本大学文理学部 准教授)

足立泰美(甲南大学経済学部 准教授)

卯月由佳（国立教育政策研究所 国際研究・協力部）

報告2.：「医療・健康関係指標の報告」

藤原武男（国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部長）

越智真奈美（国立成育医療研究センター研究所 研究員）

報告3.：「国民生活」と「消費実態」の推計結果の報告」

モヴシュク・オレクサンダー（富山大学経済学部 教授）

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）

参加者名：田宮遊子、金子能宏、竹沢純子、渡辺久里子

## 2. 「諸外国における子どもの貧困指標」に関する海外ヒアリング

### (1) ドイツ、デンマーク

期間：平成26年12月3日～12月12日

訪問者：浦川邦夫（九州大学経済学研究院 准教授），

渡辺久里子（研究協力者）

訪問機関：

① The Danish Confederation of Trade Unions

② The Danish National Centre for Social Research

③ The Ministry of Children, Gender Equality, Integration and Social Affairs

④ Federal Ministry of Labour and Social Affairs

⑤ Federal Ministry of Family Affairs, Senior Citizenstus, Women and Youth

⑥ Caritas Germany

目的：調査では、デンマークおよびドイツの公的貧困報告書で、子どもの貧困指標として何が選定されているか、選定にあたってどのようなことが議論されたのか、貧困解消に向けて何を取り組んでいるか等、省庁をはじめとして関連機関・専門家へのヒアリング調査を実施し、基礎資料を得ることを目的とした。

成果：調査の結果、両国ともにより平等で透明性のある社会を目指して、国（連邦政府）が報告書を定期的に刊行することを閣議決定していた。子どもの貧困対策としては、教育施策や剥奪状況改善に向けた施策が重要であると強調していた点が両国で一致していた。

## (2)アメリカ

期 間：平成 27 年 3 月 10 日～3 月 15 日

訪問者：竹沢純子（研究分担者）

訪問機関：

- ① ニューヨーク市経済機会センター
- ② コロンビア大学全米子ども貧困研究所
- ③ アニーケーシー財団 KIDS COUNT(子どもの計測)プロジェクト
- ④ 連邦政府行政管理予算局 子どもと家族に関する連邦統計フォーラム

目的：

- ・ ニューヨーク市経済機会センターによる貧困率の推計、報告書の内容に関するヒアリング。
- ・ コロンビア大学全米子ども貧困研究所が整備する子ども指標データベースおよび子ども貧困研究動向に関するヒアリング。
- ・ アニーケーシー財団 KIDS COUNT(子どもの計測)プロジェクトが整備する子ども指標に関するデータベースおよび報告書に関するヒアリング。
- ・ 連邦政府行政管理予算局 子どもと家族に関する連邦統計フォーラムが刊行する子ども指標報告書に関するヒアリング。

成果：日本の参考となる有益な情報を得ることができた。

## 3. 「子どもの必需品に関するインターネットアンケート調査」

### ○調査方法

- 1) 対象者： 15～79 歳の男女
- 2) 調査地域：全国
- 3) 調査方法：インターネット調査
- 4) 目標回収割り当て： 性、年代および 5 地域、3 都市規模について、人口構成比に沿うように割付  
地域：北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄  
都市規模：政令指定市・東京特別区、その他の市、町村
- 5) 目標回収数：3,000 サンプル

### ○調査実施

2015 年 3 月

## V. 研究会・講演会配布資料

# 就学前教育から大学までの「教育の支援」 - 子どもの貧困の解消のための対策・指標・論点 -

日本大学文理学部 准教授 末富 芳

1. 可能な限り早期からの就学前教育の保障
2. 「貧困対策のプラットフォーム」としての公立小中学校と自治体・学校間格差の解消
3. 学校教育と学校外教育との連携による子どもの学習支援
4. 高校進学後の就学維持とドロップアウト防止
5. 専修学校・大学進学に対する給付型奨学金等を通じた「機会の均等」保障

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律<平成25年法律第64号>（概要）

### 目的

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制度上の措置等及び対策の実施の状況の公示について規定

教育の機会均等→形式的平等（原則にもとづく一律的な平等を保障すること：義務教育制度、高校授業料無償化、日本学生支援機構貸与奨学金等）

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない」環境の整備→実質的平等（個別の条件に応じた待遇をすること：貧困状態にある子どもたちを「区別」して学習支援や進路支援等の必要なサービスやサポートを保障すること、成績や就業といった結果の平等の保障も重視。）

就学前～大学までの「教育の支援」において、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない」環境=実質的平等の実現のために、必要な対策および関連する指標を具体的に整理する。

※日本国内の子どもの貧困に関する個票を用いた実証的研究は限られた状況であり、海外データのエビデンスにもとづく指標等を提示している場合もある。

## I. 可能な限り早期からの就学前教育の保障

### 対策

- 生活保護・困窮世帯、シングルペアレント世帯の実態に応じて可能な限り早期の保育園・幼稚園等での就学前教育の保障（就園促進の働きかけや相談含め）
- 保幼小連携による早期からの子どもの指導、家庭支援の充実  
(すでに指導要録の連携は進展、障害の早期発見や発達相談の促進の連携、貧困家庭で不足しがちな生活習慣の確立、遊び・読書経験等の充実やサポート等)

### 指標

- ・生活保護・困窮・ひとり親世帯の保育園・幼稚園への就園率
- ・要保護・準要保護率の高い小学校区における保幼小連携の取組状況

- 教育に対する投資の中で就学前教育の収益率はもっとも高い。

Carneiro&Heckman(2003)

- 子どもの貧困経験は大卒となる確率を20.8%押し下げ、成人後の貧困状態に陥る可能性を4.0%高める。

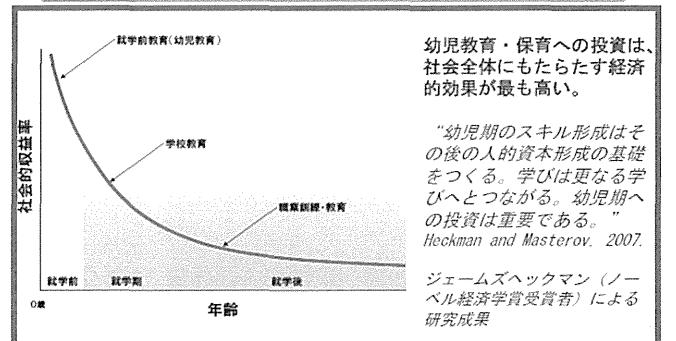
Oshio,Sano, and Kobayashi(2010)

- ・保幼小連携の推進によって小学校のテストスコアは上昇するが、その前提は生活習慣や生活体験等の改善、保護者の巻き込み（落書き消しや机修繕等）

→資料I.1

「金川の教育改革」編集委員会 (2006)

### エビデンス (現時点)

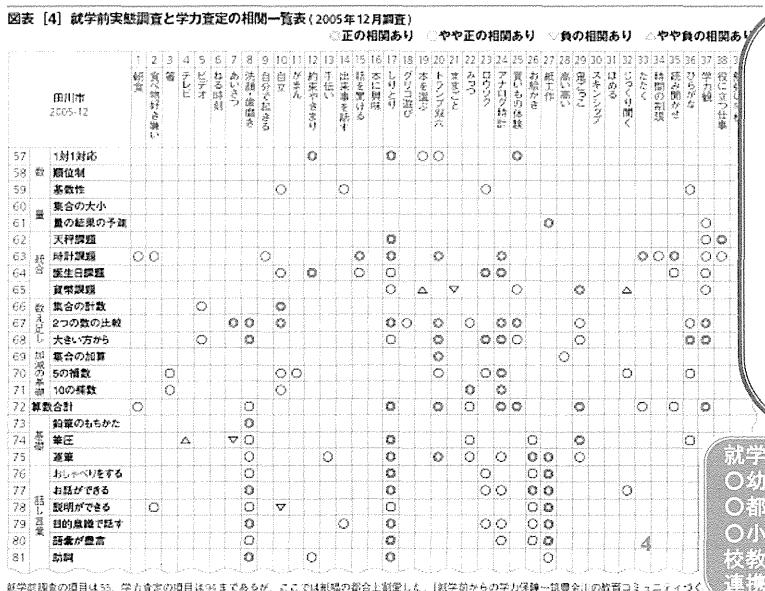
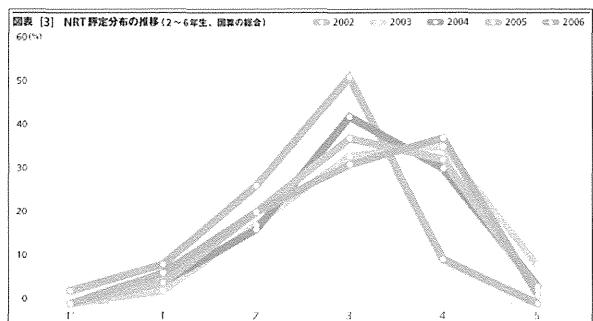


文部科学省(2014)より転載

### 資料I.1 日本における就学前教育と テストスコアとの関連性

福岡県田川市立金川小学校における全国標準学力検査→  
(NRT) の評定分布の推移  
福岡県田川市立金川小学校(2007)より転載

↓福岡県田川市立金川小学校における保幼小連携の事例、  
福岡県田川市立金川小学校(2007)より転載



- 金川小学校区は要保護・準要保護率が4割弱。  
家庭の生活習慣や遊び体験の乏しさ、虫歯の多さなど健康面の課題。
- 学区内の保幼小連携によって生活習慣や遊び体験を早期から改善するアプローチ（調査結果の情報発信、歯磨き指導、保幼でのトランプやかるた、買物ごっこ等の推進）
- 学校内には保護者の居場所となる部屋を設置したり、保護者とともに落書きされた校舎のペンキ消しや机・椅子の天板交換など保護者の学校参加を促進。
- 小学校の研究授業に保育士、幼稚園教諭が参加して、就学前教育における指導方法を改善（たとえば絵本に出てくるウサギとタヌキーウサギ2匹、タヌキ3匹と数を意識など）
- 加配教員を活用した小1からの少人数指導、習熟度別指導等

### 就学前教育への投資戦略

- 幼児教育の無償化（低所得世帯は導入済）

- 都市部の待機児童の解消

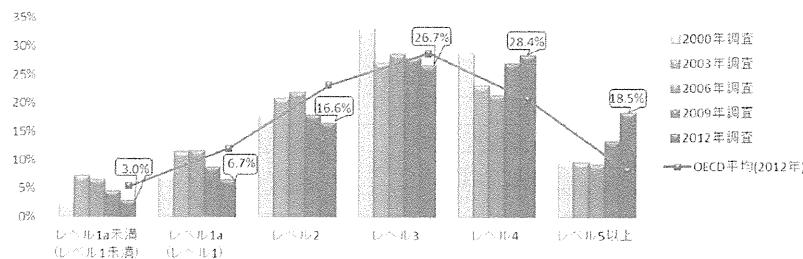
- 小学校での要保護・準要保護率の高い地域での小学校教諭、保育士、幼稚園教諭の加配補助（小学校との連携による指導方法開発や家庭教育支援目的）等

## 2.. 「貧困対策のプラットフォーム」としての公立小中学校と自治体・学校間格差の解消

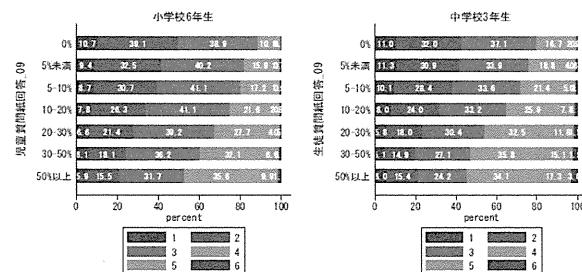
|  |  |
|--|--|
| <p><b>対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学援助制度の支給額、支給状況に関する全市町村調査の実施と評価（自治体間格差の可視化）</li> <li>●貧困世帯からの学校徴収金の負担軽減</li> <li>●未納督促における教育委員会の学校支援</li> <li>●学校教育において貧困状態の子ども、低学力層への指導を充実させる体制が必要（要保護・準要保護率の高い学校、低学力校への手厚い教職員配置との加配ルールの明示、手厚い教職員配置による家庭支援、補充学習、授業・指導研究等の推進による教育条件の学校間格差の縮減）</li> <li>●「貧困対策のプラットフォーム」としての学校機能の向上（「貧困への無知」、「丸抱え」モデルからの転換、全市町村におけるスクールソーシャルワーカーを軸とした関連機関との連携、学校事務職員による就学援助申請サポート等）</li> </ul> | <p><b>エビデンス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の学力向上政策は一定の成果を上げているが、低学力層はなお20-30%程度存在（PISA2012におけるレベル3未満の生徒比率）</li> <li>●就学援助比率の高い学校では「学習に関する意欲・態度」「基本的生活習慣」が形成されてないと回答する児童生徒比率が高い（北條2012）→資料2.1</li> <li>●都道府県単位での教育予算の投入は学力の下方分散（平均と学力下位層とのひらき）を抑制する効果（野崎・平木・篠崎・妹尾2011）</li> <li>●全国学力・学習状況調査の平均得点の低い学校ほど、教員が学校内外での研修、模擬授業に取り組めていない。（学校間格差、なぜか？→資料2.2）（末富2012a）</li> <li>●就学援助制度の運用の自治体間格差（資料2.3）</li> <li>未納問題の原因ともなり教職員負担も増大。</li> <li>●スクールソーシャルワーカーの配置も発展途上（自治体間格差、平成24年度は39都道府県、15指定都市、14中核市においてスクールソーシャルワーカー活用事業が実施、文部科学省調べ）</li> </ul> |
| <p><b>指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国学力・学習状況調査</li> <li>・就学援助制度の措置状況（全市町村）</li> <li>・スクールソーシャルワーカー、相談員、支援員等の配置と職務状況（全市町村）</li> <li>・一定の要保護・準要保護率（相対的貧困率の全国平均に相当する15%程度以上）の児童生徒の在籍する公立小中学校への教員加配、研修体制、補充学習、学校徴収金負担状況等の調査</li> </ul>   | <p><b>義務教育への投資戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護・準要保護率の高い地域への教職員の重点配置（子どもの貧困率15.7%を上回る学校への加配ルールの徹底）</li> <li>○子どもの貧困に関する教職員研修</li> <li>○貧困度の高い地域や学校へのスクールソーシャルワーカーの配置の促進</li> </ul>  |

資料2.1 PISA2012におけるレベル3未満層の推移、全国学力・学習状況調査就学援助率別にみた基本的生活習慣

図6 日本の習熟度レベル別の生徒の割合（経年変化）（読解力）



↑PISA2012におけるレベル3未満層の推移。減少傾向だが読解力の場合2012年調査でも26.3%（レベル1a+1a未満は9.7%）（国立教育政策研究所2013,p.7）

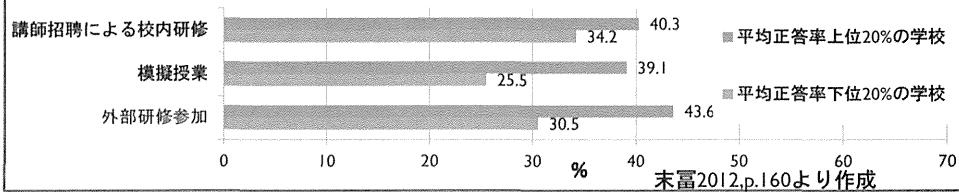


→学校別の就学援助比率別の児童・生徒の回答傾向。就学援助比率の高い学校ほど起床時間が遅い、また「授業がわかる」「算数（数学）の勉強は大切」などの学習意欲、態度も否定的回答が増加する傾向。（北條2012,p.20）

- (9) ふだん（月曜日から金曜日）、何時ごろに起きますか。  
 1：午前6時より前 2：午前6時以降、午前6時30分より前 3：午前6時30分以降、午前7時より前 4：午前7時以降、午前7時30分より前 5：午前7時30分以降、午前8時より前 6：午前8時以降

## 資料2.2

### 全国学力・学習状況調査（平成19年度・中学校数学Bの平均正答率）と研修への取組（「よくしている」率）、学校別正答率と学校調査の分析

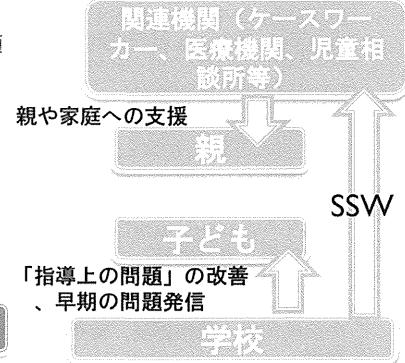
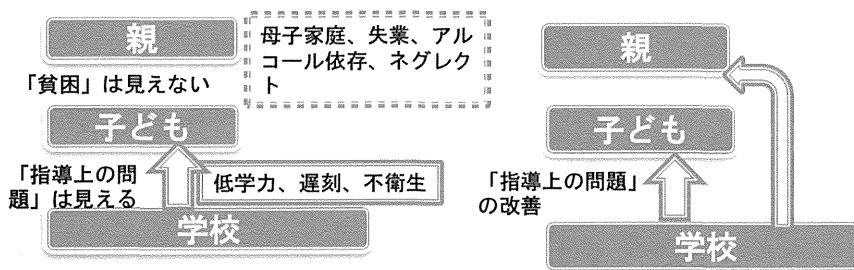


平均正答率の低い学校ほど実践的な研修に取り組めていない傾向

=低学力校の教職員の余裕のなさ

※学校による家庭支援の「丸抱え」問題

家庭の状態そのものも改善しようと  
家庭訪問や食事の支援も教職員が頑  
張ってしまうが・・・



「貧困への無知」モデル

「丸抱え」モデル

※保護者の貧困状態がそれほ  
ど深刻ではない場合には有効  
な場合も多い

「プラットフォーム」モデル

## 資料2.3

学用品、修学旅行費の金額制限。学校の企画した修学旅行が自治体基準額を上回るなど教員の「貧困への無知」による問題も

必修化された中学校体育の武道は就学援助対象外の自治体が多い  
(スキーか武道かでの選択が行われている)

卒業アルバムは、学校生活の必需品であり就学援助の範囲ととらえることも重要（卒業式の日に友達同士でアルバムに寄せ書きできない、学校における社会的排除の一例）

就学援助の認定基準の緩和や、世帯の立て替え清算などの負担軽減策も重要

※学校事務職員による北日本自治体の就学援助実態調査(H25年度)

|     |   | A市  | B市  | C市   | D市   |
|-----|---|---|---|--|--|
| Q3  | 申請書の提出先はどちらですか（複数回答可）                   | 学校、教育委員会  | 学校、教育委員会  | 教育委員会、市役所各出張所  | 学校、教育委員会   |
| Q5  | 学用品にかかった費用は支給されますか、限度額がある場合は金額をお答えください。 | 小1年12,610円 小2～6年14,780円 中1年23,880円 中2.3年26,050円 ※1      | 小1年11,100円 小2～6年13,270円 中1年21,700円 中2.3年23,870円         | 全額支給（小1のみ11,100円）  | 小1年10,080円 小2～6年11,200円 中1.2年19,020円 中3年20,760円 ※1   |
| Q9  | 修学旅行にかかった費用の全額が支給されますか。                 | 全額支給  | 全額支給  | 全額支給   | 小20,600円 中55,900円  |
| Q10 | クラブ活動費が支給されますか。                         | 支給なし  | 支給なし  | 支給なし   | 支給なし   |
| Q11 | PTA会費が支給されますか。                          | 支給なし  | 支給なし  | 支給なし   | 支給なし   |
| Q13 | 体育実技用具が支給されますか。                         | 小1、4年（スキー）25,300円 中1（スキー）36,300円 小1、4及び中1年（スケート）11,270円 | 小1、4年（スキー）25,300円 中1（スキー）36,300円 小1、4及び中1年（スケート）11,270円 | 小1、4年25,300円 中1年36,300円                                      | 全額支給   |
| Q14 | 体育実技用具の支給範囲はなんですか。                      | スキー用具、スケート用具  | スキー用具、スケート用具  | スキー用具 ※2   | スキー用具、武道着  |
| Q15 | 卒業アルバム代が支給されますか。                        | 支給なし  | 支給なし  | 支給なし   | 支給なし   |
| Q19 | 市町村の手続き等の課題                             |   | ★今年度から各校で徴収している教材費を、世帯から校長へ委託していることになった。                | ★体育実技用品費（スキー）対象小1～4年中1年は世帯が購入した領収書に対して補助対象となっている。（学校は介在しない形） | ★就学援助家庭の諸費未納者への対応（学用品費の学校への直接払いなどの検討）。<br>★認定者の増により、年々認定期が遅れ、特に修学旅行や諸費の口座引き落しに影響している。<br>★今年度8月に実施された生活保護費減額が、就学援助制度に影響を与えることが懸念される。<br>★教材費補助の増額や、PTA会費・生徒会費の援助の実現。 |
| Q20 | ここ数年の取り組み事項                             |   | ★就学援助費用用品費を校長委託払いとすることで、就学援助認定家庭の教材費の未払解消の足がかりとした。      | ★体育実技用品費の補助を学校を経由せず手続きを簡素化（世帯から教育委員会への領収書送付）                 | ★教育委員会との打ち合わせで、今年度の決算中期間があれば前年度収入合算しないことと就学援助認定の基準を緩和することができた。<br>★修学旅行費の支払いを世帯で代替え清算から、概算で事前の立て替えできる方式となった。   |

※1 学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊なし）が一括支給されている。

※2 武道着（空手）は市教委から貢与されている。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に基づく教職員の配置

学校事務職員のみ要保護・準要保護の児童・生徒数が100人以上かつ25%以上の学校に更に1名加算

→教員に関しての全国的な加算の基準は存在しない。学校事務職員についても、要保護・準要保護率25%以上は相対的貧困率の現状を考えると非常に厳しい配置基準ととらえられる。

### 3.学校教育と学校外教育との連携による子どもの学習支援

#### 対策

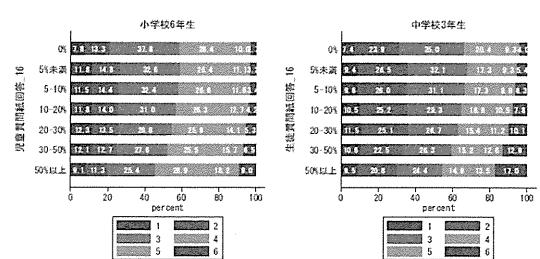
- 生活保護世帯、困窮世帯、ひとり親世帯等、学校への不適応傾向があつたり家庭での学習が困難な子どもたちへの学校内外での学習支援サービス（居場所）の拡充
- 学校外機関と教職員等との連携による子どもの成長の包括的支援、保護者・子どもの教育的ニーズの掘り起し（指導の記録の共有、居場所から学校への適応の支援等）
- 福祉担当部局と教育委員会との連携体制の拡充（学校と福祉との連絡体制の明確化、学校でできること、福祉ができることの整理）

#### 指標

- ・市町村別の学習支援サービスの導入状況（地方自治体）
- ・要保護・準要保護世帯の児童生徒の不登校率（学年別、時系列）

#### エビデンス (現時点)

- 学校外での学習保障による高等学校進学率の改善（第1回検討会大山構成員プレゼン）
- 学校別就学援助率と子どもの学習時間（塾含む）との関連性（北條2012）
- 要保護・準要保護率の高い学校ほど補充学習を実施（日下田・北條2012）（資料3.1）
- 要保護・準要保護児童生徒比率は小学校の小中学校の長期欠席児童比率と相関（日下田・末富2013）



(1-6) 学校の授業時間以外に、ふだん（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間もふくみます。）  
 1：3時間以上 2：2時間以上、3時間より少ない 3：1時間以上、2時間より少ない 4：30分以上、1時間より少ない 5：30分より少ない 6：全くしない

北條2012,p.24

#### 資料3.1

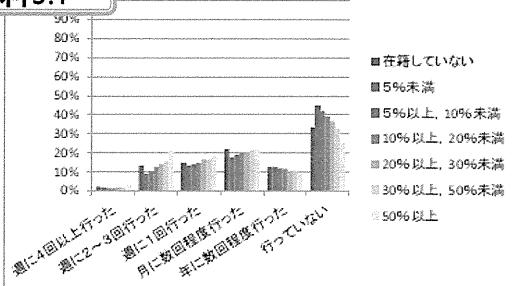


図 2.2.3 「放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか？」

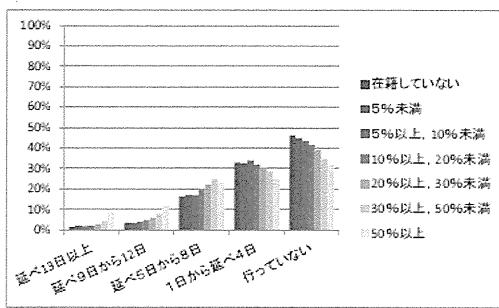


図 2.2.5 「長期休業日を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか？」

日下田・北條2012,p.83,84

#### 学校外教育への投資戦略

- 教員加配や退職教員等活用による補充学習支援
- 自治体への補助金拡充によるローカルオプティマムの追求
- 優れた取組を行うNPOや民間事業者が継続して補助対象となるような複数年度事業の委託等

#### 学習支援の類型

| サービス供給主体   | 学習支援の内容   | 長短所   |
|------------|---|---|
| 学校         | 教員による放課後・休業期間の補充学習  | 学校適応している児童生徒には効果が高い<br>貧困世帯の分離はできない   |
| 教育委員会(市町村) | 退職教員等を活用した学習支援<br>学校支援地域本部、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等                                   | 派遣場所が学校である場合には、貧困世帯の分離は難しい<br>自治体の施設利用等であれば貧困世帯に特化した支援も可能<br>通学手段の保障が課題   |
| NPO        | NPOスタッフやボランティアによる学習支援<br>(社会的居場所づくり支援事業)  | 学校に適応度の低い子どもの居場所から学習支援まで多様なニーズへの対応<br>補助金の継続性や場所の確保などでサービス継続に不安定性もある<br>通学手段の保障が課題  |
| 民間事業者      | 民間事業者への補助(秋田県東成瀬村、島根県雲南市等)<br>自治体の定める金額内での民間サービス利用<br>(東京都受験生チャレンジ支援貸付事業=パウチヤー) | パウチヤーの場合、利用者ニーズに応じたサービス選択ができる(金額の妥当性は要検証)<br>ただし保護者の手続きの負担が大きい、学校・自治体の職員が支援する場合もある(東京都23区の事例)<br>非都市部の場合には通学手段の保障が課題(スクールバス利用等の事例もある) |

佐久間2010,末富2012bを基に報告者が整理

## 4. 高校進学後の就学維持とドロップアウト防止

### 対策

- 不本意進学を減少させるための早期からの学力保障
- 職業適性や就業可能性を視野に入れたうえでの進路指導（SSVの活用、中学校での進路指導、キャリア教育の改善等）
- 高等学校進学後の就学を維持するためのサポート体制の充実（公立私立双方への手厚い教員配置支援、学習支援サービス、学校での補充学習の保障、中学校までの支援ネットワークの継続的活用、教員への家庭状況の引き継ぎ体制の充実等）
- 中退、不登校生徒への支援

| 中退率／学年 | 全日制  | 定時制   | 計    |
|--------|------|-------|------|
| 1年生    | 1.9% | 24.4% | 2.2% |
| 2年生    | 1.3% | 11.6% | 1.4% |
| 3年生    | 0.4% | 6.0%  | 0.4% |
| 4年生    | —    | 3.2%  | 3.2% |
| 単位制    | 1.2% | 10.7% | 3.0% |
| 計      | 1.2% | 11.5% | 1.5% |

↑平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より報告者作成

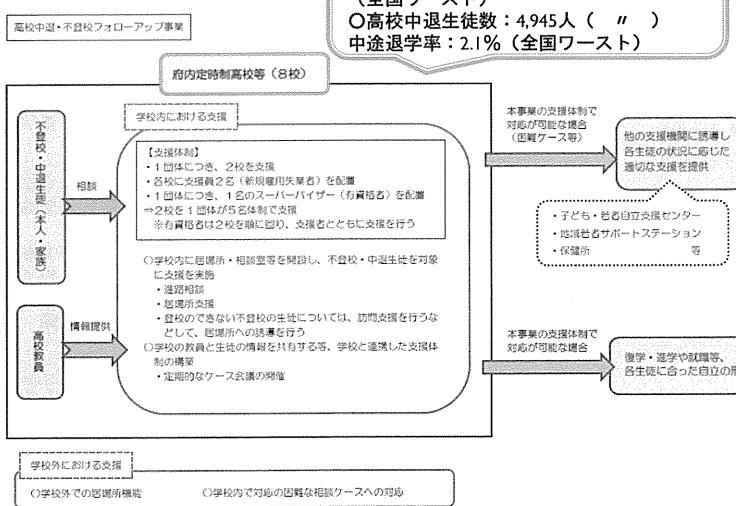
### エビデンス

- 定時制高校の中退率、不登校率は高い
- 定時制高等学校不登校の改善には、電話・迎えに行く、家庭の相談・支援、教師とのふれあい、SC等の専門的指導等が有効（文部科学省「平成24年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）（資料4.1）
- 生活保護世帯の児童生徒は学習支援サービスを経てなお定時制／通信制高校等への進学も多い（学習支援実施団体でのインタビュー調査）
- 授業料以外の負担（学用品、制服費、通学費、修学旅行費等）の経済負担の大きさから進学断念、中退につながるケースもある。一高校給付型奨学金により改善が期待される。給付金額の妥当性の検証が必要。私立学校進学等により多額の経費負担を余儀なくされている場合には、給付対象外の低所得世帯への拡大も検討される必要もある。

### 指標

- ・要保護・準要保護・ひとり親世帯、児童養護施設の高校生の経済的支援の受給状況（授業料無償化措置、給付奨学金、都道府県独自の助成金受給状況等）
- ・要保護・準要保護世帯、ひとり親世帯、児童養護施設在籍生徒等の高校進学率とともに進学先の学校の特性（全日／定時、学科・コース等）、年間欠席日数、中退率、卒業後の進学・就職状況

### 資料4.1



↑大阪府における「高校中退・不登校フォローアップ事業」

### 高校教育への投資戦略

- 定時制高校等の貧困世帯出身生徒の受け皿となっている学校への教員、SSV配置の促進
- 不登校・中退生徒支援プログラムへの補助
- 奨学給付金の検証と拡充

高校の不登校生徒のうち、指導の結果登校する又はできるようになった生徒

**全日制 34.7%**  
**定時制 27.5%**

※全日制、定時制それぞれの不登校生徒全体を100%としたとき

| (定時制高校の取組)                           | 指導実施した不登校生徒在籍学校比率(複数回答) |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした             | 93.7%                   |
| 家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った  | 48.5%                   |
| 保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った          | 46.1%                   |
| 全ての教師が当該生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった | 46.1%                   |
| 教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した          | 41.3%                   |
| スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった              | 38.3%                   |

## 5. 専修学校・大学進学に対する給付型奨学金等を通じた「機会の均等」保障

### 対策

- 給付型奨学金の創設
- 国公私立全大学、専修学校における授業料免除の拡大
- 低所得世帯の学生への住居支援（居住形態に応じた給付型支援金の拡充、私立学校や学生寮整備への私学助成等を通じたインセンティブ、等）
- 貸与型奨学金の返済ルールの柔軟化（所得連動型返済）

### 指標

- ・生活保護受給者、生活困窮世帯、ひとり親世帯、児童養護施設在籍生徒の大学進学率、学資調達方法、大卒後の就業状況
- ・大学、専修学校における生活保護・生活困窮・ひとり親世帯・児童養護施設等出身学生への授業料免除、大学独自奨学金（給付）、学生支援機構奨学金等の支援の受給状況

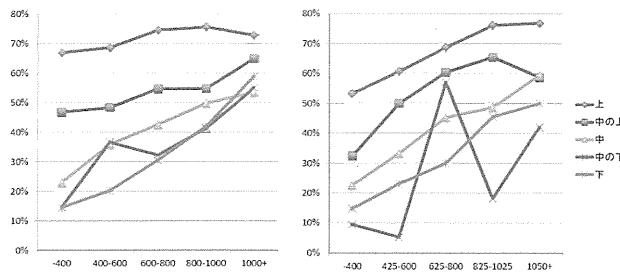
### 所得階層別の進路(%)

|         | ~400      | 125-600   | 625-800   | 825-1025  | 1050+     | 計         |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 私立・自宅外  | 5.5       | 6.4       | 11.3      | 10.1      | 8.2       | 8.4       |
| 国公立・自宅外 | 3.7       | 7.9       | 8.9       | 11.7      | 9.2       | 8.4       |
| 私立・自宅   | 14.7      | 23.2      | 28.2      | 34.6      | 34.8      | 27.3      |
| 国公立・自宅  | 3.7       | 5.4       | 8.0       | 6.1       | 11.4      | 7.0       |
| 浪人      | 7.4       | 10.3      | 9.4       | 17.9      | 20.1      | 13.0      |
| 専名・短大   | 22.1      | 19.2      | 16.9      | 7.8       | 8.7       | 15.0      |
| 就職・その他  | 42.9      | 27.6      | 17.4      | 11.7      | 7.6       | 21.0      |
| 合計 (N)  | 133 (163) | 100 (203) | 100 (218) | 100 (179) | 100 (184) | 100 (942) |

- ・中所得層以上では、自宅外進学率に大きな差はない（浪人生の進路、所得と地域の相関を考慮しなければならないが）

### 資料5.1

#### 成績別所得階層別大学進学率の比較



●経済的理由による進学断念層は高卒者の12%程度と推計（経済的理由による進学断念6.6%、給付型奨学金がもらえていれば進学5.4%の計）、また年収400万円以下層は42.9%が就職（小林・濱中・劉2013）

●所得階層を問わず進学先は私立大学がもっとも多い（小林・濱中・劉2013）

●主要国の中でローン（貸与型奨学金）のみで給付型奨学金を導入していないのは日本のみ。主要国は低所得層対象のニードベース型給付型奨学金が設定されている。（小林2012）→ニードベース型奨学金は教育の機会均等の条件の1つ、日本は高等教育の機会均等の後進国（資料5.1）

●都道府県別大学進学率は「所得」と「大学収容率」の影響が増大。上山（2011）

●日本の大卒收益率は2000年代の推計でも最低6%かそれ以上程度（男子の場合）（島、2008）

●大学進学率が増加しても大卒の收益率は減少しない（妹尾・日下田、2011）

●大学卒業者1人あたりの約230万円の経費投入は、1人あたり約240万円の社会的収益をもたらす。（三菱総合研究所2010）（資料5.3）

生活保護受給者の大学進学率は15.6%、専修学校進学率は9%  
(H25年3月末卒業者、厚生労働省調べ)

2006年→2012年で成績上位層でも低所得であれば大学進学率が下がっている。

家計の所得による教育機会格差の拡大（小林・濱中・劉2013,p.9）

→貧困の連鎖の防止、また労働力育成や社会收益率の観点から考えて、低所得世帯からの大学進学率の低下は損失が大きい。

|                      | アメリカ                                  | イギリス  | オーストラリア                    | 中国                                 | 韓国   | 日本        |
|----------------------|---------------------------------------|---|----------------------------|------------------------------------|--|-----------|
| 公的給付奨学金受給率           | 連邦政府28%州・地方政府38%                      | 約60%  | 35%                        | 23.3%                              | 授業料免除+基礎生活者奨学金5.2%                           | 授業料免除の対象者 |
| 給付水準※2011年3月レートでの円換算 | 年39万円                                 | 年40.7万円+大学独自給付奨学金                                 | 年23万円                      | 年4~10万円                            | 年28万円  |           |
| 給付奨学金の特徴             | 低所得層むけのペル奨学金に加え、貧困度に応じた連邦・州給付奨学金加算も可能 | 低所得層からの高等教育進学機会確保のために1998年度に廃止された給付補助金を2004年度に復活。 | 低所得層からの高等教育進学率の拡大を目的としている。 | 2005年以降成績優秀者だけでなく低所得層の学生も給付奨学金の対象。 | 学力を重視した授業料免除制度、ただし大学には低所得層への授業料免除が義務づけられている。 |           |

小林(2012)より報告者作成

詳細は次頁  
(文部科学省作成資料)  
大学生の場合は、国公立あわせ約14.5万人（全額免除+半額免除。延べ人数+実人数）  
大学生の約5.7%が授業料免除対象  
※専門学校生は国の支援による授業料免除は対象外。

## 資料5.2

### \* 大学等と専門学校への経済的支援の全体像

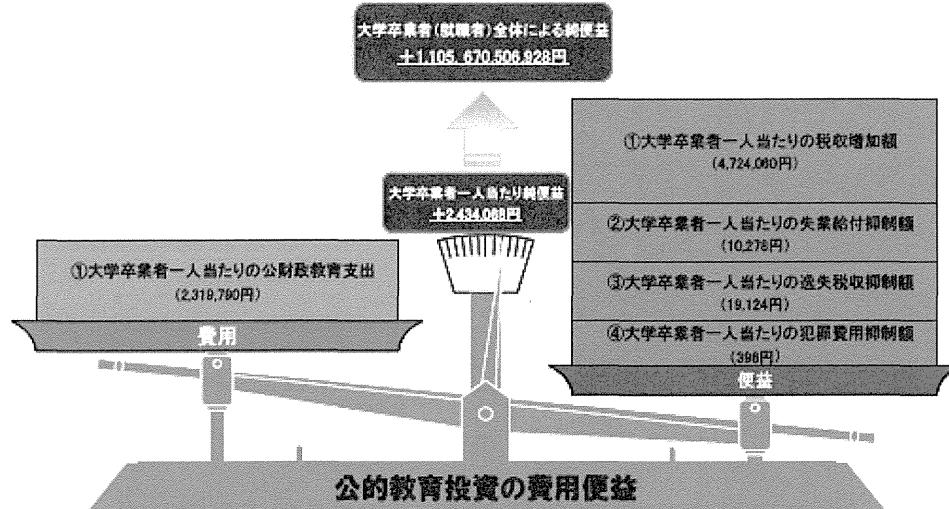
○大学等と専門学校への経済的支援(学生・保護者の経済的負担軽減)のうち、大きな違いは国による授業料減免措置の有無となっている。

| 種別  | 大学(学部)  | 専門学校  |
|---|---|---|
| 学生数<br>(平成24年度学校基本調査)                               | 256.1万人<br>(国立) 44.9万人<br>(公立) 12.6万人<br>(私立) 198.6万人<br>貸与総数: 97.5万人<br>(全学生数に占める割合38.1%)<br>貸与総額: 7,741億円<br>(無利子) 28.2万人<br>(同11.0%)<br>1,746億円、1人当たり平均月額5.2万円<br>(有利子) 69.3万人<br>(同27.1%)<br>5,994億円、1人当たり平均月額7.2万円 | 57.8万人<br>(国立) 0.0万人(409人)<br>(公立) 2.6万人<br>(私立) 55.1万人<br>貸与総数: 19.6万人<br>(全学生数に占める割合: 37.1%)<br>貸与総額: 1,772億円<br>(無利子) 3.6万人<br>(同6.8%)<br>219億円、1人当たり平均月額5.3万円<br>(有利子) 16.0万人<br>(同25.9%)<br>1,553億円、1人当たり平均月額8.1万円 |
| (独)日本学生支援機構奨学金<br>(平成24年度実績)                        |   |   |
| 民間団体等(公益法人・学校等)奨学金<br>(平成22年度JASSO調査)               | 12.2万人<br>483億円、1人当たり平均月額3.3万円  | 専修学校全体: 2.9万人<br>96億円、1人当たり平均月額2.8万円  |
| 授業料減免等(国の助成措置)<br>(国公立:文部科学省調べ、私立:日本私立学校振興・共済事業団調べ) | 国立大学: 10.4万人(延べ人数)、208億円<br>1人当たり月額…全額免除4.5万円<br>半額免除2.2万円<br>公立大学(短大含む): 0.89万人(実人数)、28億円<br>1人当たり月額2.7万円<br>私立大学(短大含む)3.2万人(延べ人数)、102億円<br>1人当たり月額2.7万円   | ※時限的に東日本大震災の被災学生のみ対象(都道府県に支援措置があることが前提)   |
| 経済的支援を受けた学生数  | 延べ数: 111.9万人  | 延べ数: 22.5万人   |

文部科学省作成

## 資料5.3

図表 6-1 公的教育投資の費用便益分析結果



三菱総合研究所(2010)p.30

### 大学への投資戦略

○生活保護受給者、生活困窮、ひとり親世帯、児童養護施設出身者等を対象とした給付型奨学金、授業料免除の経済的支援の重点化

○低所得世帯出身学生を対象とした給付型奨学金

## 引用参考文献一覧

- 福岡県田川市立金川小学校(2007)「学力格差を克服する「力のある学校」とは何か—地域と一体となった田川市立金川小学校の取り組み—」『Berd』No.8,ベネッセ教育総合研究所  
[http://berd.benesse.jp/berd/center/open/berd/backnumber/2007\\_08/fea\\_kanekawa\\_01.htm](http://berd.benesse.jp/berd/center/open/berd/backnumber/2007_08/fea_kanekawa_01.htm)
- 日下田岳史・末富 芳(2013)「中学生の長期欠席に対する学校教育政策および教職員政策の影響—地方自治体質問紙を用いた分析—」『国立教育政策研究所研究紀要』第142集,pp.137-130
- 日下田岳史・北條雅一(2012)「就学援助率と学力、学校の取組との関係」国立教育政策研究所,『平成23年度プロジェクト報告書 初等中等教育における教育財政に関する研究 最終報告書』pp.65-109
- 北條雅一(2012)「就学援助比率が示すもの：児童・生徒質問紙の分析」国立教育政策研究所,『平成23年度プロジェクト報告書 初等中等教育における教育財政に関する研究 最終報告書』pp.1-64
- 「金川の教育改革」編集委員会(2006)『就学前からの学力保障—筑豊金川の教育コミュニティづくり』部落解放人権研究所
- 小林雅之(2012)『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂
- 小林雅之・濱中義隆・劉文君(2013)「大学進学と学費負担構造に関する研究—高校生保護者調査2012年から」文部科学省・学生への経済的支援の在り方に関する検討会第3回 参考資料  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/057/gijiroku/1337608.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gijiroku/1337608.htm)
- 国立教育政策研究所(2013)『OECD生徒の学習到達度調査～2012年調査国際結果の要約～』
- 三菱総合研究所(2010)『教育改革の推進のための総合的調査研究～我が国の教育投資の費用対効果分析の手法に関する調査研究報告書～』
- 文部科学省(2014)「ノルウェー/OECD就学前教育・保育ハイレベル円卓会議について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/\\_icsFiles/afielddfile/2012/06/19/1322286\\_9.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afielddfile/2012/06/19/1322286_9.pdf)
- 野崎祐子・平木耕平・篠崎武久・妹尾涉(2011)「学力の生産関数の推定—底上げをどう図るか—」  
Discussion Paper Series No. 2011-03, Faculty of Economics, Hiroshima University.  
[http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/Econ\\_DiscussionPaperSeries\\_2011-03.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/Econ_DiscussionPaperSeries_2011-03.pdf)

| 7

## 小塩隆士(2010)『効率と公平を問う』日本評論社

- 佐久間邦友(2010)「疎地域における公費支援型学習塾の可能性と今後の課題--秋田県東成瀬村「英語塾」を事例として」日本大学教育学会『教育学雑誌』pp.139-135
- 妹尾涉・日下田岳史(2011)「『教育の収益率』が示す日本の高等教育の特徴と課題」,『国立教育政策研究所紀要』40号,pp.249-263.  
[http://www.nier.go.jp/kankou\\_kiyou/kiyou140-019.pdf](http://www.nier.go.jp/kankou_kiyou/kiyou140-019.pdf)
- 島一則(2008)「大学進学の経済的效果についての実証分析」塙原修一編『高等教育の現代的変容と多面的展開—高等教育財政の課題と方向性に関する調査研究—』pp.65-76
- 末富 芳(2012a)「学校運営関係変数と学校別平均正答率との関連性の分析」『初等中等教育における教育財政に関する調査研究最終報告書』国立教育政策研究所,pp.137-179
- 末富 芳(2012b)「学習塾への公的補助は正しいか—社会的包摂と教育費」稻垣恭子編著『教育における包摂と排除』明石書店,79-100頁,2012cb
- 上山 浩次郎(2011)「大学進学率の都道府県間格差の要因構造とその変容：多母集団パス解析による4時点比較」『教育社会学研究』88号,pp.207-227.  
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008673104>
- 全国公立小中学校事務職員研究会『実効性の高い学校評価の推進及び学校マネジメントの体制整備に関する調査研究～学校マネジメントの役割を担う学校事務～ 報告書』2013年.

| 8

|         |   | 該当統計  | 備考  |   |
|---------|---|---|---|---|
| 就学前     | ・生活保護・困窮・ひとり親世帯の保育園・幼稚園への就園率  | なし  | 学校基本調査  |   |
|         | ・要保護・準要保護率の高い小学校区における保幼小連携の取組状況   | なし  |   |   |
| 義務教育    | ・全国学力・学習状況調査  | 詳細別紙  | 保護者アンケートと子ども質問紙とのドッキング調査(耳塚ほか2014)  | SESとしてあらかじめ加工されたデータのみ。  |
|         | ・就学援助制度の措置状況(全市町村)  | 文部科学省は都道府県別データのみ把握                          | 市町村データは文部科学省でも把握しているがクリーニングされていない。(児童生徒課)   | <a href="http://www.nier.go.jp/13chousha/pdf/hogosva-c_shou.pdf">http://www.nier.go.jp/13chousha/pdf/hogosva-c_shou.pdf</a> |
|         | ・スクールソーシャルワーカー、相談員、支援員等の配置と職務状況(全市町村)   | 平成24年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集(平成25年度1355人)     | <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480_05.pdf">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480_05.pdf</a>   |   |
|         | ・一定の要保護・準要保護率(相対的貧困率の全国平均に相当する15%程度以上)の児童生徒の在籍する公立小中学校への教員加配、研修体制、補充学習、学校徴収金負担状況等の調査    | なし  | 全国学力学習状況調査、学校質問紙調査とのドッキングは不可能ではないかも。  |   |
| 学校外教育   | ・市町村別の学習支援サービスの導入状況(地方自治体)  | 厚労省委託事業報告書                                  | <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/seikatsuhogo/dl/ankoushiryou_h260630-01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/seikatsuhogo/dl/ankoushiryou_h260630-01.pdf</a>                           | H25調査、p.12に市町村実施率12.9%の表記あり   |
|         | ・要保護・準要保護世帯の児童生徒の不登校率(学年別、時系列)  | なし  | H18不登校児童生徒の追跡調査あり。<br><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/07/attach/1349742.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/07/attach/1349742.htm</a><br>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査で都道府県別の不登校率、暴力行為発生率、いじめ発生率はあり。(いじめ発生率は年度による変動が激しく信頼性が低い。) |   |
| 高等学校    | ・要保護・準要保護・ひとり親世帯、児童養護施設の高校生の経済的支援の受給状況(授業料無償化措置、給付奨学金、都道府県独自の助成金受給状況等)                  | 文科省高校給付型奨学金利用状況はH27年度公開?                    | 文部科学省   |   |
|         | ・要保護・準要保護世帯、ひとり親世帯、児童養護施設在籍生徒等の高校進学率とともに進学先の学校の特性(全日／定時、学科・コース等)、年間欠席日数、中退率、卒業後の進学・就職状況 | 要保護・準要保護世帯の中退率                              | 厚労省調べ(データの詳細は不明)  |   |
| 専修学校・大学 | ・生活保護受給者、生活困窮世帯、ひとり親世帯、児童養護施設在籍生徒の大学進学率、学資調達方法、大卒後の就業状況                                 | 要保護世帯進学率については厚労省調査                          |   |   |
|         | ・大学、専修学校における生活保護・生活困窮・ひとり親世帯・児童養護施設等出身学生への授業料免除、大学独自奨学金(給付)、学生支援機構奨学金等の支援の受給状況          | 給付型奨学金実施団体は日本学生支援機構が調査(ニードベースのみ対象者等の再集計は可能) | 文部科学省   |   |

## 要約

- JHPS(2011-2013)の個票データをもとに、生活時間を考慮した貧困分析を実施。就労世代が対象。
- 表面上は、最低生活費以上の収入を得ていても、生活時間が非常に少ないTime povertyの世帯を推定。
- 生活時間の少なさから、家事・育児などの外部化を行うと、実際の手取り収入が貧困線を下回る世帯の特徴を検証。
  - ひとり親世帯は生活時間を考慮すると、貧困率はより深刻。
  - 単身世帯、6歳未満の子どもを持つ共働き(常勤)のふたり親世帯で時間貧困率が高い。
  - 大都市居住で時間貧困率が高い。

2

### 問題意識(1)

#### 貧困の連鎖

- 90年代後半から2000年代初頭にかけて、若年の同一年齢層内での所得格差が拡大。貧困指標は、2000年代後半も高いレベルで推移。[太田(2005)、橋木・浦川(2006)、小塩・浦川(2008)]
- 子どもの高い貧困率や世帯の変容(単身世帯、高齢者世帯の増加)に焦点。[阿部(2008)]
- 慢性的な貧困世帯の特徴の検証。親の階層(学歴・所得・職業)と子どもの階層の高い相関。[石井・山田(2007)、橋木・八木(2009)、石井・樋口・佐藤(2011)、阿部(2011)、樋口(2013)]

⇒貧困の連鎖を防ぐための何らかの再分配政策、公共政策の機能強化の必要性。

### 問題意識(2)

- これまでの貧困研究
  - 所得や消費の水準に基づいて貧困線を設定する一次元的な分析。
  - 人間にとて必要な財、社会的関係がどれだけ欠乏しているかに注目する多次元的な分析。
  - 所得再分配政策(税制・社会保障)の貧困削減効果。
- ✓多くの研究では、世帯のタイプ、子どもの数の違いを考慮した等価所得・等価消費を活用。しかし、現在は、家計のライフスタイルが多様化しており、普段の家庭生活での活動(家事・育児・買い物など)に利用可能な時間が異なれば、必要な所得水準・消費水準も変わりうる。

4

## 先行研究(1)

- Vickery (1977), JHR [アメリカ]:
  - 世帯類型ごとに最低必要所得( $M_0$ )、家事労働必要時間( $T_1$ )、家事労働を市場化した場合の必要所得( $M_1$ )を推定。さらに、各世帯類型が貧困から抜け出すための賃金率を推定。
  - ひとり親世帯(子ども1人)は、夫婦子ども1人世帯の約2.8倍の賃金が必要。
- Harvey and Mukhopadhyay (2007), SIR [カナダ]:
  - 90年代後半のカナダの世帯に対して、生活時間の差を調整した貧困率を測定。ひとり親世帯(子ども2人以上)の時間貧困率が高い。時間不足の世帯における家事・育児などの外部化コストを考慮すると、所得貧困率は約2%ポイント上昇。

## 生活時間

- 矢野(1998)、伊藤・天野寛・天野晴・水野谷(2005):
  - 世帯類型ごとの「夫と妻の生活時間の配分」などに焦点。
- 田宮・四方(2007)「母子世帯の仕事と育児・生活時間の国際比較から」:
  - 日本のシングルマザーは、欧米各国との比較で顕著に仕事時間が長く、育児時間が短い。
  - 6歳未満の子どもを抱えるふたり親世帯の母親とひとり親世帯の母親の労働時間を日米比較。アメリカでは、仕事時間の差は1時間未満であるのに対し、日本では4時間以上ある。有業者だけを比較しても2時間以上。その差は80年代から2000年代にかけて拡大。
- Fujiwara and Hirata(2009)
  - 第3次活動(自由時間に相当する諸活動)の時間は世帯所得の上昇につれて減少。ただし、年収1,000万円以上になると再び拡大。

## 先行研究(2)

- Kalenkoski et al. (2011), SIR [アメリカ]:
  - 時間の貧困(Time Poverty)と相関のある諸変数をAmerican Time Use Survey Dataから検証。所得の貧困は時間の貧困と統計的に無相関。
  - ひとり親世帯、ふたり親世帯ともに、子どもの多い家庭で時間貧困率が高い。
  - 子ども1人の増加は、大人の日常の裁量時間(睡眠、身支度、家事・育児全般、労働以外に充てることが可能な時間)を1日約35分減らす。
- その他の海外の研究
  - McGinnity and Russell(2007) [アイルランド]
  - Bruchardt(2008) [イギリス]

## 子どもと生活時間

- 労働政策研究・研修機構(2012)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」
  - 仕事を持つ保護者のうち、「仕事と家庭生活の間でコンフリクト(衝突)が起きる頻度」が「ほぼ毎日」と回答した割合は、母子世帯16.8%、父子世帯13.8%、ふたり親世帯(母親)7.6%。
- 内閣府編(2013)『子ども・若者白書』
  - 1週間のうち、母親と会話する時間が4時間以下しか取れない子どもが1割。父親と会話する時間が4時間以下の子どもは3割存在(平成21年)。
- 竹沢(2013)
  - OECDや国連ユニセフなどの国際機関や各国政府における子どもウェルビーイング指標(CWI)の開発の取り組みの紹介と考察。
  - ユニセフのCWI:「一日のメインの食事を週一回以上両親と食べると回答した子どもの割合」、「親が子どもと話すだけの時間を持ってくれると答えた子どもの割合」

## 労働時間

- ・「毎月勤労統計調査」(使用者が回答する調査)：年間総実労働時間(2012年)は、パートタイム労働者を含む全労働者で1,747時間、一般労働者(フルタイム労働者)で2,030時間
- ・「労働力調査」(労働者が回答する調査)においては、パート等の非正規従業員と休業者を含む全労働者で2,095時間、男性に限れば2,340時間という状況。
- ・週の労働時間が60時間以上である労働者の割合は、子育て世代に当たる30歳代男性で約20%の高水準。

9

## 研究の意義

- ・日本では、時間貧困の概念は重要でありながら、分析自体が希少。(母子世帯に焦点をあてた上田(2002)、田宮・四方(2007)など。)
- ・単身世帯も分析対象に含める。
- ・夫婦の就業形態の組み合わせの効果。
- ・複数の家事サービスの外部化を考慮。

## 分析の目的

- ・近年の世帯の変容や家族の働き方の変化を踏まえ、Vickery(1977)[US]やHarvey and Mukhopadhyay(2007)[Canada]の測定方法に基づき、所得貧困線と時間貧困線を設定し、生活時間を考慮した貧困を測定。
- ・また、家庭内労働の市場化を考慮した場合の調整貧困率を測定。
- ・所得貧困や時間貧困に特徴的な世帯属性、本人属性を計量的に検証。

10

## データ

- ・JHPS2011, JHPS2012, JHPS2013の3年間分のデータをプールして使用。(N=2,544)
  - サンプルは、65歳未満に限定。(夫婦の場合は二人とも65歳未満に限定。)
  - 単身世帯、ひとり親世帯(子ども未成年)、ふたり親世帯(子ども未成年)、夫婦ふたり世帯が対象。
  - 長子が20歳未満に限定。
  - 20-26歳の学生の一人暮らし(通学/通学の傍らに仕事)を除く。

11

12

## 分析手法

- 所得と時間の2つの軸から貧困を考察。

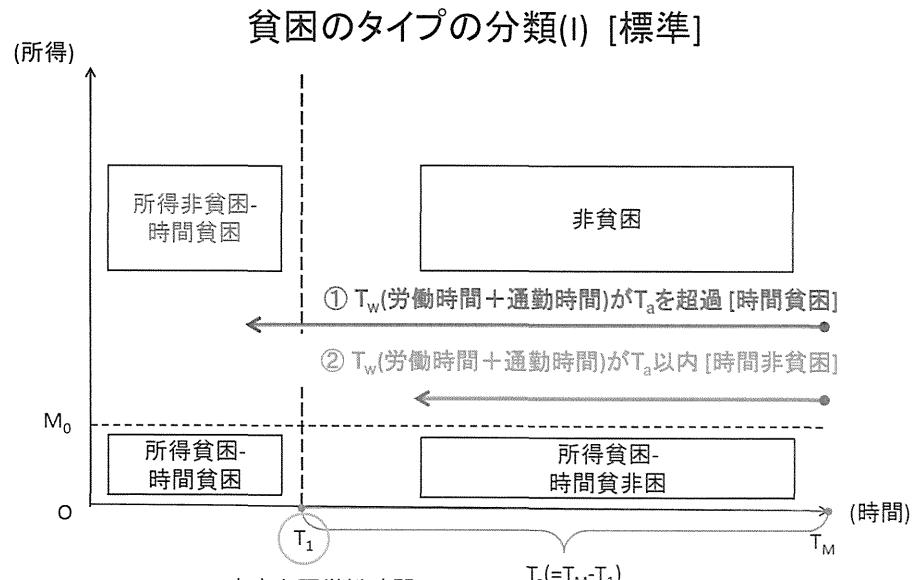
### (所得貧困)

- 生活保護基準に基づき、世帯類型ごとに最低生活費(貧困線)を推計。
  - 居住地域、各種加算、住宅扶助等を考慮。

### (時間貧困)

- 世帯類型ごとに家事労働必要時間( $T_1$ )を設定。
  - 総時間( $V$ )から最低必要時間( $E$ )を控除。 $[T_m]$
  - 利用時間( $T_m$ )から最低必要家事時間( $T_1$ )を控除した配分可能時間( $T_a$ )と労働・通勤時間( $T_w$ )を比較。

13



- 「 $T_a$ (配分可能時間)」<「 $T_w$ (労働時間 + 通勤時間)」のときを時間貧困(Time Poverty)と定義。世帯類型ごとに時間貧困を推定。

14

## 生活時間の設定(I) -最低必要時間( $T_e$ )と利用時間( $T_m$ )-

| (単位：時間)                | 総時間<br>(V)<br>week | 基礎的活動時間( $T_e$ )  |                   | $T_m$<br>(V-Te)<br>week |
|------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|
|                        |                    | 余暇<br>(平日)<br>day | 余暇<br>(土日)<br>day |                         |
| 夫婦と子どもの世帯(夫有業妻無業)      |                    |                   |                   |                         |
| 未子年齢6歳以上※2             | 336                | 165.5             | 2.0               | 170.5                   |
| 6歳未満が1人(在園児なし)※2       | 336                | 165.5             | 2.0               | 170.5                   |
| 6歳未満が2人以上(在園児なし)※2     | 336                | 165.5             | 2.0               | 170.5                   |
| Vickery (1977)*        | 336                | 162.8             | 2.0               | 173.2                   |
| Hervey et al (2006)*   | 336                | 175.0             | 4.0               | 161.0                   |
| 夫婦のみ世帯                 | 336                | 165.5             | 2.0               | 170.5                   |
| Vickery (1977)**       | 336                | 162.8             | 2.0               | 173.2                   |
| ひとり親世帯(母子世帯)※3         | 168                | 83.2              | 1.0               | 84.8                    |
| Vickery (1977)***      | 168                | 81.4              | 1.0               | 86.6                    |
| Hervey et al (2006)*** | 168                | 87.5              | 2.0               | 80.5                    |
| 男性単身世帯(無業)※4           | 168                | 82.3              | 1.0               | 85.7                    |
| 女性単身世帯(無業)             | 168                | 83.2              | 1.0               | 84.8                    |
| Vickery (1977)         | 168                | 81.4              | 1.0               | 86.6                    |

(出所)「社会生活基本調査」(H18)より著者達が推定。

- 最低必要時間(Essential time( $T_e$ ))は、「睡眠」、「身の回りの用事」、「食事」、「最低限余暇」から構成。「最低限の余暇」は、先行研究に基づいて著者達が設定。
- $T_m$ は、総時間(V)-最低必要時間( $T_e$ )で推定。「人間が最大限活用できる時間」であり、仕事(労働、家事)や余暇に配分できる時間を示す。

15

## 最低必要時間( $T_e$ )について

### [本研究の設定]

- 「社会生活基本調査」を用いて、世帯類型ごとに推定。

### [先行研究の設定]

- Vickery (1977): 成人1人当たり1日10.2時間(内訳: 7.6時間睡眠、0.3時間休息、1.2時間食事、1.1時間身支度)  
[United States 1996 Michigan Time Use Survey.]
- Harvey and Mukhopadhyay (2007): 成人1人当たり1日10.5時間 [Canada 2002 Time Use Survey.]

16